

市有地（下水道用地）の売却手続きフロー

建設局下水道部調整課（下水道管理担当）

市有地売却事前調査申請

- 申請者は下水道用地に隣接する土地所有者
- 申請に必要なもの
 - ①申請書、②位置図（住宅地図等）、
 - ③公図（不動産登記法第14条規定の地図又はこれに準する地図）、
 - ④登記事項証明書又は登記簿謄本（申請者所有地）、
 - ⑤登記事項要約書（隣接地・対側地）、
 - ⑥参考資料（現況写真等）、⑦現況平面図
- ※③～⑤は発行日から3カ月以内のもの

調査結果回答

- 現地等調査のうえ、調査結果（売却可否および売却のための条件）を文書回答

売却（及び公用廃止）のための条件の履行

- 用地内の下水道施設の撤去・移設等
 - 当該下水道施設に流入する排水設備の付替え等
 - 売却用地を確定するため、地積更正登記・分筆登記に必要となる地積測量図等の図面及び不動産調査報告書の作成（必要に応じて境界標を設置）、
及び隣接土地所有者との境界確認書（写）の提出等
- ※上記に必要な費用は申請者負担
※法務局への登記は大阪市が行います。（嘱託登記）

公共下水道の公用廃止及び用地売却申請

- 申請に必要なもの
 - ①申請書
 - ②印鑑証明書
 - ③代表者事項証明書（申請者が法人の場合のみ）
 - ④関係土地所有者の同意書、印鑑証明書、代表者事項証明書（法人の場合のみ）等
- ※各証明書は発行日から3カ月以内のもの

契約管財局へ用地売却依頼

ここまで建設局で行う。

以下は契約管財局で行う。

価格算定・売買契約締結・所有権移転

- 価格算定
 - 契約管財局での売買契約に関する手続き
 - 売払申請関係
 - 売払申込保証金・登録免許税の納付関係
 - 契約関係
 - 所有権移転登記関係
- ※法務局への所有権移転登記は大阪市が行います。